

## 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書

07年度から、戦後農政を根本から変える農政「改革」が実施される。その柱は、今までのすべての農家を対象とした価格保障を廃止し、ごく一部の大きな農家や「集落営農」だけを「担い手」に限定し、直接支払い（所得補償）を行うものである。

これは、戦後確立された、作物ごとの価格保障で家族農家を支えるという農政を根本から後退させるものである。

このため、この農政「改革」が北海道のための品目横断対策と宣伝されたにもかかわらず、6月6日旭川で開催された参院農水委の公聴会では批判が続出し、参加した国会議員が驚く事態となった。6月8日の参考人質疑でも、学者、研究者などから手厳しい批判が展開された。

こうして6月13日の参院農水委では、与党議員からも問題点を指摘する声もあがり、農水大臣が採決を前に「新しい経営安定対策は、その実効性に未知の部分も少なくない」「今後その成果を検証し、必要に応じて適切な見直しを検討」と発言する事態となった。

これほど問題の多い農政「改革」を、このまま機械的に具体化することは認められない。WTO農業交渉ドーハラウンド閣僚会議の決裂をみても、各国の食料主権の保障と、地域の実情を踏まえた多様な形態の家族経営を直接支払いと価格保障で支える経営安定対策こそ、世界の流れであり、いま日本農業に求められている「改革」の方向である。

よって、次の事項を実現するよう強く求める。

### 記

- 1 「品目横断的経営安定対策」を実施するに当たっては、意欲あるすべての農家を対象に、直接支払いと価格保障を組み合わせた対策にするよう見直しを図ること。
- 2 規模の大小等だけでなく、地域の実情に即した多様な担い手を確保するための施策の具体化を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月15日

名 寄 市 議 会